

熊本県公報

第 1 1 5 1 2 号
平成 19 年 2 月 9 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しの件……………(税 務 課) 1
- 救急医療機関に関する認定……………(医療政策総室) 1
- 保安林の指定に関する予定……………(森林保全課) 2
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………(社会福祉課) 2
- 生活保護法の規定による医療機関の廃止……………(") 2
- 生活保護法の規定による医療機関の変更の届出……………(") 3
- 保安林の指定に関する予定……………(森林保全課) 3
- 自転車歩行者専用道路の指定……………(道路保全課) 4
- 道路の区域変更……………(") 4
- 建築士を対象とする講習の指定……………(建 築 課) 4
- 開発行為工事完了……………(建 築 課) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの
意見……………(商工政策課) 5
- "……………(") 5
- 氷川水系河川整備計画の公表……………(河 川 課) 6
- 登 載 依 頼
- 組合議会平成 19 年第 1 回定例会の招集……………(有明海自動車航送船組合) 6
- 松島有料道路料金徴収等業務委託の一般競争入札……………(熊本県道路公社総務課) 6
- 捜査取調用パソコン及び関連機器等の借入に係る一般競争入札による
落札者の決定……………(警察本部情報管理課) 7
- 平成 19・20 年度熊本県営有料駐車場及び熊本県営第二有料駐車場にお
ける料金徴収等業務委託に係る一般競争入札……………(企業局経営課) 7

告 示

熊本県告示第 101 号

地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 700 条の 6 の 4 第 3 項の規定により、軽油引取税の特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成 19 年 2 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

名 称	代 表 者	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社 ミスミアポロ	代表取締役 深谷 茂	天草市大浜町 1 番 13 号	平成 19 年 1 月 6 日

熊本県告示第 102 号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和 39 年厚生省令第 8 号)第 1 条第 1 項に定める救急医療機関に認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

救急医療機関

名 称	所 在 地	認 定 期 間
医療法人社団稲穂会 天草慈 恵病院	天草郡苓北町上津深江 278 番地 10	平成 19 年 7 月 18 日から 平成 22 年 7 月 17 日まで
社団法人天草郡市医師会立天 草地域医療センター	天草市亀場町食場 854 番地 1	平成 19 年 4 月 1 日から 平成 22 年 3 月 31 日まで

国民健康保険天草市立河浦病院	天草郡河浦町白木河内 223 番地 11	平成 19 年 3 月 13 日から 平成 22 年 3 月 12 日まで
----------------	----------------------	--

熊本県告示第 103 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町花上字東岩下 562 の 1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字東岩下 562 の 1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 104 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療機関等を次のように指定した。

平成 19 年 2 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6970018	重症心身障害児施設はまゆう療育園	社会福祉法人 慈永会	天草郡苓北町志岐 1059	平成 18 年 11 月 27 日
6070077	東内科小児科医院	医療法人社団 東昭会	山鹿市方保田 3145-6	平成 18 年 11 月 1 日

〔歯科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6974004	重症心身障害児施設はまゆう療育園	社会福祉法人 慈永会	天草郡苓北町志岐 1059	平成 18 年 11 月 27 日
6374020	よつばデンタルクリニック	白石 久	鹿本郡植木町植木 157-9	平成 18 年 12 月 19 日
6524008	みもり歯科医院	三森 康弘	阿蘇郡高森町大字高森 1973-3	平成 19 年 1 月 16 日

〔薬局〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
0001004	鬼木調剤薬局	株式会社アテナ	人吉市鬼木町 314	平成 18 年 11 月 1 日
0001005	宝来調剤薬局	株式会社アテナ	人吉市宝来町 80-3	平成 18 年 11 月 1 日
0001006	翠薬局	株式会社アテナ	人吉市蓑野町字立野 630-11	平成 18 年 11 月 1 日

熊本県告示第 105 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の医療機関から廃止の届け出があった。

平成 19 年 2 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
------	--------	-----	---------	-------

6070051	東内科小児科医 院	医療法人社団 東昭会	山鹿市山鹿 547-1	平成 18 年 10 月 31 日
---------	--------------	---------------	-------------	-------------------

〔薬局〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
0000461	鬼木調剤薬局	有限会社アテナ	人吉市鬼木町 314	平成 18 年 10 月 31 日
0000462	宝来調剤薬局	有限会社アテナ	人吉市宝来町 80-3	平成 18 年 10 月 31 日
0000904	翠薬局	有限会社アテナ	人吉市蓑野町字立野 630-11	平成 18 年 10 月 31 日
0000911	ほんど北薬局	有限会社生田温 泉堂薬局	天草市本渡町本戸馬場 3198-1	平成 18 年 10 月 31 日

熊本県告示第 106 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の指定医療機関から変更の届出があった。

平成 19 年 2 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

医療機関名称	開設者	変更事項		変更年月日
		旧	新	
勝久病院	医療法人社団 恵生会	所在地		平成 18 年 11 月 11 日
		菊池郡大津町室 270-1	菊池郡大津町室 261-9	

〔歯科〕

医療機関名称	開設者	変更事項		変更年月日
		旧	新	
永田歯科病院	永田 廣次	所在地		平成 18 年 11 月 11 日
		菊池郡大津町室字東迫尻 538-1	菊池郡大津町室 539-12	

〔薬局〕

薬局名称	開設者	変更事項		変更年月日
		旧	新	
アップル調剤薬 局大津店	有限会社アッ プル薬局	所在地		平成 18 年 11 月 11 日
		菊池郡大津町室 539-2	菊池郡大津町室 539-11	
オレンジ薬局	有限会社メビ ウス	菊池郡大津町室 176-2	菊池郡大津町室 215-22	平成 18 年 11 月 11 日

熊本県告示第 107 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県水俣市長崎字貉田 598 の 2、599、601
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字貉田 598 の 2・599・601（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県芦北地域振興局並びに水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 108 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 48 条の 13 第 2 項の規定により、専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路の部分を次のとおり指定する。

その関係図面は、平成 19 年 2 月 9 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び指定する道路の部分等

道路の種類	路線名	指定する道路の部分	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
一般県道	湯前人吉自転車道線	球磨郡多良木町大字黒肥地字井手詰 181 番 1 地先から 同町大字黒肥地字仁原川 43 番 6 地先まで	4.7 ～ 5.0	224.6
		球磨郡多良木町大字黒肥地字仁原川 43 番 6 地先から 同町大字多良木字中鶴 66 番 1 地先まで	4.7 ～ 5.0	436.6

2 指定する期日 平成 19 年 2 月 9 日

熊本県告示第 109 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 2 月 9 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	上野田黒 淵線	阿蘇郡小国町黒淵字玉洗 750 番 2 地先から 同町黒淵字杉平向 682 番 7 地先まで	前	3.7 ～ 7.2	168.0	単道改
			後	4.5 ～ 27.2		
		同 所	前	3.6 ～ 7.6	150.0	
			後	3.6 ～ 19.6	150.0	

2 区域を変更する期日 平成 19 年 2 月 9 日

熊本県告示第 110 号

建築士を対象とする講習の指定に関する要項第 3 条第 1 項の規定に基づき指定したので、同要項 12 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 2 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 実施法人の名称及び住所
社団法人 熊本県建築士会 熊本市神水一丁目 3 番 7 号
- 2 定期講習又は特別講習の別
特別講習

3 講習の名称、目的及び対象者

(1) 名称

建築士法第 22 条に基づく建築士のための指定講習会

(2) 目的

建築士一般に対して、建築士の社会的責務を認識させるとともに企画、設計、工事監理及び業務の進め方並びに新しい建築技術等に関する知識を付与させることにより、建築士の資質の向上を図り、もって建築設計及び工事監理業務の健全な発展と建築物の質の向上に寄与することを目的とする。

(3) 対象者

建築士一般

4 講習の実施日並びに実施会場及びその所在地

(1) 実施日 平成 19 年 3 月 10 日

(2) 実施会場 熊本県立劇場地下大会議室

(3) 所在地 熊本市大江二丁目 7 番 1 号

公 告

熊本県公告第 121 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 2 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
宇城市小川町江頭字正ノ浜 379 番 2、同 379 番 3、同 380 番及び同 381 番
3,766.69 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
新潟県新潟市清水 4501 番地 1
株式会社コメリ

熊本県告示第 122 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 18 年 8 月 31 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により山鹿市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド山鹿店
山鹿市山鹿字黒田 713 番 1 ほか
- 2 市町村意見の概要
 - (1) 交通事故対策及び渋滞緩和対策について、十分な対策を講じること。特に隣接県道への右折出庫防止についてポストコーンを設置するなど必要な対策を講じること。
 - (2) 夜間照明については、光害とならないように配慮すること。
 - (3) 閉店後の駐車場については、施錠し管理すること。
 - (4) 建築物のベースカラーのレモンイエローは企業のイメージカラーとしての位置づけと思われるが、彩度・明度を抑えた落ち着いた落ち着きのある色彩にされたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び鹿本地域振興局総務振興課
平成 19 年 2 月 9 日から平成 19 年 3 月 9 日まで

熊本県告示第 123 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 18 年 8 月 31 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により人吉市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド人吉店
人吉市中林広鶴 1838-1 ほか
- 2 市町村意見の概要
 - (1) 環境基本法にかかる環境基準及び騒音規制法にかかる規制基準を超える箇所が予測されており、基準を満たすよう事前の防止対策に取り組まれるようお願いしたい。

- (2) 地下水の水質保全等、総合的な見地から周辺環境の保護・保全に十分に配慮されるようお願いしたい。
- (3) 敷地隣接の都市計画道路（国道 219 号）の形状変更等道路整備工事が行われる場合には、関係機関との協議・協力を努めていただくようお願いしたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工観光労働部商工政策課及び球磨地域振興局総務振興課
 平成 19 年 2 月 9 日から平成 19 年 3 月 9 日まで

熊本県公告第 124 号

次の河川に係る河川整備計画を定めたので、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成 19 年 2 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 河川名
二級河川氷川
- 2 縦覧開始日
平成 19 年 2 月 9 日から
- 3 縦覧時間
熊本県 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分（土曜日、日曜日及び祝祭日は除く。）
八代市及び氷川町 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土曜日、日曜日及び祝祭日は除く。）
- 4 河川整備計画の縦覧場所
熊本県土木部河川課、熊本県八代地域振興局土木部企画調査景観課、八代市建設部土木建設課、八代市鏡支所建設課、八代市東陽支所建設課、八代市泉支所建設課及び氷川町事業部建設下水道課

登載依頼

有明海自動車航送船組合告示第 1 号

有明海自動車航送船組合議会平成 19 年第 1 回定例会を平成 19 年 2 月 19 日午後 3 時熊本市に招集する。

平成 19 年 2 月 9 日

有明海自動車航送船組合
 管理者 熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県道路公社告示第 2 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 2 月 9 日

熊本県道路公社理事長 寺 嶋 建

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務名 松島有料道路料金徴収等業務委託
 - (2) 委託期間 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
 - (3) 業務内容 仕様書による
 - (4) 入札方法
 - ① 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ② 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県道路公社競争契約入札心得（熊本県競争契約入札心得を準用する。）の規定を準用する。
 - ③ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格
平成 18 年 12 月 22 日熊本県道路公社告示第 1 号（松島有料道路料金徴収等業務委託に係る一般競争入札に参加する資格等）による資格審査において、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- 3 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
 熊本県道路公社総務課
 郵便番号 862-0950 熊本市水前寺六丁目 5 番 19 号
 電話番号 096-381-2717
 - (2) 入札説明書の交付
 - ① 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説

- 明書による。
- ② 交付期間は、告示日から同年 2 月 22 日までの日それぞれの日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律による休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ① 日時 平成 19 年 2 月 23 日 午後 1 時 30 分
- ② 場所 熊本市水前寺六丁目 5 番 19 号 熊本県住宅供給公社ビル 301 号室
- ③ その他
競争入札の執行に当たっては、道路公社理事長により競争入札参加資格があることを確認した旨の通知書の写しを持参すること。
- (4) 入札書の提出方法 3 の (3) 記載の入札場所に持参すること。
- 4 その他
- (1) 入札保証金 入札説明書による。
- (2) 契約保証金 入札説明書による。
- (3) 入札の無効
入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は、無効とする。
- (4) 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) その他詳細は、入札説明書による。

熊情管公告第 172 号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 51 号）の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 19 年 2 月 9 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
捜査取調用パソコン及び関連機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県警察本部警務部情報管理課
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-381-2048
- 3 落札者を決定した日
平成 18 年 12 月 18 日
- 4 落札者の名称及び所在地
リコーリース株式会社
東京都中央区銀座七丁目 16 番 3 号
- 5 落札金額（月額）
1,063,650 円（うち消費税額及び地方消費税の額 50,650 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条に規定する公告を行った日
平成 18 年 11 月 8 日

熊本県企業局公告第 2 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 2 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
熊本県営有料駐車場及び熊本県営第二有料駐車場における料金徴収等業務
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
平成 19 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの 2 年間
 - (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、平成 19・20 年度熊本県営有料駐車場及び熊本県営第二有料駐車場における料金徴収等業務に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった

- 契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査のうえ、有資格者として営業種目その他の業務委託（料金徴収※）又は「設備管理業務」の「人的警備」に登録され、その格付け区分が「A」と決定された者で、かつ、熊本県内に本社、支店若しくは営業所を有し、営業エリアが県内又は熊本市である者。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
※料金徴収とは、駐車場法（昭和32年法律第106号）第12条の規定に基づき都道府県知事に届出をした駐車場で駐車料金の徴収を行う（受託の場合を含む。）ことなどをいう。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 6の(3)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 競争入札参加資格確認申請書を熊本県企業局経営課経営第一班に提出し審査を受けた者であること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2581（ダイヤルイン）
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成19年2月9日（金）から平成19年2月16日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成19年2月9日（金）から平成19年2月19日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 提出場所
5に記載のとおり
- (3) 提出方法
5に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県企業局経営課経営第一班（県庁行政棟新館8階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2597（ダイヤルイン）
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成19年2月9日（金）から平成19年2月27日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
イ 交付場所
5に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時

- 平成19年2月28日（水）午前10時から
- イ 場所
熊本県庁行政棟新館8階803会議室
- (4) 入札書の提出方法
6の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成19年2月27日（火）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を6の(4)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づく最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格
有
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
要
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

